

「e-Gov データコンテスト」参加規約

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、デジタル庁（以下「当庁」といいます。）が主催する「e-Gov データコンテスト」（以下「本コンテスト」という。）及びそれに関連し開催されるワークショップ、トレーニングセッションその他のイベント（以下「本コンテスト等」といいます。）に参加する者（以下「参加者」といいます。）に適用される規約です。
2. 参加者は、本コンテスト等への参加に当たり、本規約を遵守するものとします。

第2条（参加申込み・資格）

1. 本コンテスト等への参加を希望する者（以下「参加希望者」といいます。）は本規約の内容に同意のうえ、当庁が定める方法にて、本コンテスト等の参加を申し込む（以下「参加申込」といいます。）ものとします。
2. 本コンテスト等にチームで参加をする場合は、以下に従います。
 - (1) チームの代表者を指定のうえ参加申込を行います。
 - (2) チームの構成員として明記された者は、本規約の参加希望者（参加が認められた後は参加者）として、本規約に同意したものとみなします。
 - (3) チームの構成員への通知は、他の規定にかかわらず、チームの代表者に対する通知をした時点で通知したものとみなします。
 - (4) 当庁は、チームの構成員として明記された当事者間におけるトラブル、紛争（各構成員が本規約を把握していなかったことによる場合を含みます。）には関知しません。
3. 参加希望者は、参加申込に当たり、参加を希望するイベント等を選択のうえ、氏名、住所、メールアドレスその他当庁の求める事項（以下「登録情報」という。）を正確かつ最新の情報に基づき当庁に提出するものとします。
4. 未成年者の参加希望者は、本コンテスト等への参加及び本規約の内容について親権者その他の法定代理人の同意を得てから参加申込を行うものとします。当庁は、未成年者が同意を得ないで参加申込を行ったことにより未成年者が負担する不利益について当庁に故意または重過失がある場合を除き、何ら責任を負いません。
5. 本コンテスト等は、学校教育法で定める大学院、大学（短期大学を含みます。）、専門学校、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含みます。）の在学生のみ参加資格を有します。
6. 当庁は、参加申込の内容を確認し、本コンテスト等への参加の可否を判断し、参加希望者に結果を通知します。なお、参加希望者の参加を認めなかった場合においても、当庁は、法令に基づく場合を除き、その理由を開示しません。
7. 以下の場合、当庁は、参加希望者の本コンテスト等への参加を認めません。
 - (5) 登録情報に虚偽があった場合
 - (6) 本コンテスト等を運営するために開設されたサイト（以下「本サイト」といいます。）への不正アクセス、メールアドレスの不正使用その他の不正行為を行った場合
 - (7) 参加希望者が第15条に定める反社会的勢力に所属もしくは過去に所属していた場合、その他反社会的勢力と何らかの交流もしくは関与等がある場合
 - (8) その他当庁が本コンテスト等への参加を不相当と判断した場合
8. 参加者は、登録情報に変更があった場合、その内容を直ちに当庁に通知します。

9. 参加者は、参加を希望するイベント等を変更または追加する場合（ワークショップへの参加者が本コンテストに応募し参加することを希望する場合を含みます。）、当庁が定める方法により、別途申し込みを行うものとし、当庁は、第1項の参加申込時と同様の手続きでその可否を判断し、通知するものとします。

第3条（通知）

1. 当庁は、特段の事情がない限り、本コンテスト等に関する参加者への通知は、登録情報として提出済みのメールアドレスへの発信をもって通知をしたものとみなします。
2. 参加者が登録情報を変更しなかったことによる通知の不達その他の不利益について、当庁は責任を負いません。

第4条（本規約の変更）

1. 当庁は、次の各号の一に該当する場合には、参加者の承諾を得ることなく本規約を変更することがあります。
 - (1) 本規約の変更が、参加者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその変更内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当庁は、前項に基づき本規約を変更するときは、その効力発生日の7日前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日を通知するものとします。

第5条（再委託）

当庁は、本コンテスト等に関する事務の全部または一部を第三者に委託することがあります。この場合、当庁に提供された参加者の情報（登録情報に限らず、個人情報を含みます。）を当該委託先に提供することがあります。

第6条（自己責任の原則等）

1. 参加者は、特段の定めのない限り、自己の責任及び費用において本コンテスト等に参加するものとします。
2. 参加者は、本コンテスト等におけるイベントごとにおいて、当庁または当庁の委託先が個別に参加条件、遵守事項、マニュアルその他の規程を定め、または指示を行った場合（以下、当該規程及び指示を総称して「個別規程等」といいます。）、当該個別規程等を遵守するものとします。なお、本規定と個別規程等が矛盾する場合、個別規程等が優先して適用されます。
3. 参加者は、本コンテスト等に参加するに当たり、参加者自身で準備が必要となる設備（通信環境を含みます。以下同じとします。）を自己の責任及び費用で準備するものとします。
4. 参加者に対し当庁が提供する設備について、参加者は自身の参加する本コンテスト等以外の目的で利用しないものとし、個別規程等で利用場所または利用方法に指定がある場合その指定に従うものとします。
5. 参加者は、本コンテスト等の参加に関連して、第三者（他の参加者を含みます。）との間で紛争が発生した場合には、自己の費用と責任でこれを解決するものとし、当庁に故意また重過失がある場合を除き、当庁は何らの責任を負いません。
6. 当庁が参加者に一定の期間を定めて回答を求める連絡をしたにもかかわらず、参加者が期限までに何ら回答がなかった場合、本コンテスト等への参加を辞退したものとみなすことができるものとします。

第7条（禁止行為等）

1. 参加者は、本コンテスト等への参加にあたり、次の行為を行わないものとします。ただし、当庁が別途許諾している場合（個別規程等で定めている場合を含みます。）はこの限りではありません。

- (1) 本コンテスト等に関する情報を改ざんする行為
 - (2) 第三者になりすまして本コンテスト等に参加する行為
 - (3) 当庁もしくは第三者の通信に支障を与える方法または態様において本コンテスト等に参加する行為
 - (4) 第三者の秘密情報を用いて本コンテスト等に参加する行為
 - (5) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
 - (6) 本サイトまたは本コンテスト等において利用されているソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブリその他の方法によりリバースエンジニアリングする行為
 - (7) 当庁または第三者の財産、名誉、プライバシー、知的財産権その他権利を侵害する行為
 - (8) 当庁もしくは第三者の信用を傷つけ、または当庁もしくは第三者に損害を与える行為
 - (9) 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により第三者もしくは当庁の個人情報を収集する行為
 - (10) 本コンテスト等の開催を妨げる行為
 - (11) 本規約に違反する行為
 - (12) 法令または公序良俗に反する行為
 - (13) 本コンテスト等の内容（実施状況を含みます。）の録音、撮影または録画する行為
 - (14) 当庁が実施する感染症対策に非協力的な行為
 - (15) その他本コンテストの運営を妨げ、または本コンテスト等の目的に反すると当庁が判断する行為
2. 当庁において参加者が前項に違反し、または違反するおそれがあると判断した場合、違反行為がないことが明らかとなるまでの間、既に参加の承諾がなされているか否かにかかわらず、参加者の本コンテスト等（既に参加申込がなされたもの限りません。）への参加の承諾を撤回し、または拒否することができるものとします。
 3. 前項に基づく当庁の措置により、参加者に損害が生じた場合でも、当庁は何らの損害を賠償しません。

第8条（作品の権利等）

1. ワークショップ等のイベントにおいて参加者が創出したデータ、本コンテストへの応募作品（以下「本件応募作品」といいます。）その他本コンテスト等に関連して参加者または参加者が創出した制作物（以下「本件制作物」といいます。）の著作権その他の知的財産権（参加者が自身で第三者から許諾得て利用した権利を含みます。）は、当庁に移転せず、参加者または第三者に権利は留保されます。
2. 前項にかかわらず、参加者は、当庁または当庁がその利用を承諾する第三者が本件制作物を無償で本コンテスト等の開催の報告（一般に公表する場合を含みます。）、「e-Gov データポータルサービス」の利活用に関する調査研究その他当庁の政策の実施の目的（以下「本件目的」といいます。）で利用することを許諾し、著作権者人格権を行使しないものとします。
3. 参加者は、前項の許諾等に当たり第三者からの許諾等が必要となる場合、当庁に対し当該制作物を提出する前に第三者から許諾を得ておくものとします。

第9条（本コンテストにおける遵守事項）

1. 本件応募作品は、日本語で制作するものとします。
2. 参加者は、本件応募作品が第三者の権利を侵害していないことを保証するものとします。ただし、非公表の知的財産権その他参加者において調査が不可能な場合を除きます。

3. 当庁において本件応募作品が第三者の権利を侵害していると判断し、またはそのおそれがあると判断した場合、当庁の判断で、本件応募作品を審査の対象外とする場合があります。また、受賞が決定または公表されている場合においては、当該受賞を撤回する場合があります。
4. 前項に基づく当庁の措置により、参加者に損害が生じた場合でも、当庁は何らの損害を賠償しません。

第10条（公表）

1. 当庁は、本コンテスト等の内容（参加者の肖像、制作物を含む場合があります。）を録音、撮影または録画することがあります。
2. 前項に基づき録音等により創出される記録またはデータ（以下「本件記録」といいます。）の権利は、当庁または当庁が当該事務を委託した第三者に帰属するものとし、当庁が公表済みであるか否かを問わず、参加者は、当庁の事前の同意なく、利用できないものとしします。
3. 参加者は、当庁または当庁がその利用を承諾する第三者が本件記録を本件目的のために無償で利用することを許諾するものとしします。
4. 本コンテスト等への参加者の氏名、学校名及び年齢は、本件目的のために公表し、利用される場合があります。

第11条（秘密保持）

1. 参加者は、当庁の書面による事前の同意を得ることなく、本コンテスト等に関連して当庁が秘密である旨明示した情報（口頭その他の無形の方法で開示する情報を含み、当庁が開示するデータを含みます。）を第三者に開示または漏洩しないものとし、また、本コンテスト等の参加以外の目的のためにこれを使用しないものとしします。
2. 参加者は、当庁が要求したとき、または本コンテストが終了したときは、当庁の指示に従い、秘密情報を収録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体、ならびにそれらの複製・複写物、改変物を当庁に返還し、または破棄するものとしします。

第12条（個人情報）

参加者の個人情報は、別途当庁が定めるプライバシーポリシーに従い管理するものとしします。

第13条（当庁の責任）

1. 本コンテスト等に関し、当庁が参加者に対して負う責任は、参加者が本規約に則り、本コンテスト等に参加できるよう、善良なる管理者の注意をもって本コンテスト等を開催することに限られるものとしします。
2. 参加者の負傷、疾病、紛失、盗難その他一切の事故について、当庁に故意または重過失がある場合を除き、当庁は責任を負いません。
3. 当庁は、本規約の変更が必要とならない範囲において、随時本コンテスト等の内容を変更または修正することができるものとしします。
4. 当庁は、本コンテスト等が参加者の個別の目的に適合することを何ら保証しません。

第14条（本コンテスト等の中止）

当庁は、当庁が本コンテスト等の実施が困難または不相当であると判断した場合、本コンテスト等の全部または一部を中止する場合があります。この場合、緊急の場合を除き、参加者に対し事前に通知するものとしします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 参加者は、次の各事項を確約するものとします。

- (1)自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
 - (2)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害等を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (3)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 参加者が前項の何れかに該当した場合、当庁は、参加者のコンテスト等への参加を拒否できるものとします。

第 16 条（存続条項）

本コンテスト等が終了した場合（中止または参加拒否となった場合を含みます。）であっても、第 8 条ないし第 12 条、本条、第 17 条ないし第 19 条は効力を有するものとします。

第 17 条（権利義務譲渡の禁止）

参加者は、事前に当庁の同意を得ることなく、本規約上の権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させないものとします。

第 18 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。

第 19 条（管轄裁判所）

本規約に関連して当庁と参加者との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

以上